

## 平成 21 年度 第 2 回八戸市男女共同参画審議会議事録

と き：平成 21 年 11 月 18 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで

ところ：市庁別館 8 階 研修室

出席者：白鳥会長・渡辺副会長・川村委員・工藤委員・竹内委員・  
長嶺委員・乗上委員・本間委員

### <開会>

- 事務局：ただいまより平成 21 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。本日は出席者 8 名、欠席者は遠山委員と中屋敷委員の 2 名です。委員の過半数以上の出席となるのでこの会議が成立することをご報告します。

### <会長あいさつ>

- 会長：皆様改めましてこんにちは。今日はそれぞれにご多用の中をまげてご出席いただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議内容のご案内にもありましたが、2 点です。まず 1 点は「八戸市民意識調査」に関わる設問について。2 点目は「事業所アンケート」に関わる設問についてです。委員の皆様には、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を賜りたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

本年は、男女共同参画社会基本法が制定されて 10 年という節目の年です。国も地方もそれぞれにこの節目にあたって、この取り組みについての足跡を確認しながら、さらに前進するためにそれぞれ協議され煮詰められていることが、いろいろなところからの報道で皆様も耳にしていることだと思います。

私たち八戸市もこれまでの歩みがさらに着実に推進され、そしてよりアップされていくためにも今日提案されている当市としては 2 回目のアンケート調査、大変な事業ですが、これにかかるといふことで、今日は実際に 1 個 1 個文言にあたっていきます。よろしくお願ひします。

これまでの取り組みがよりよいものになるために、よい環境作りという視点が大きな核になるかと思いますが、それぞれのお立場の意見をちょうだいして煮詰めて参りたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

- 事務局：これ以降は会長が議長となり、議事を進行します。会長、よろしくお願ひします。

### <事務局報告>

- 会長：それでは、まず始めに、事務局報告をお願いします。

- 事務局：平成 21 年 7 月 8 日から 11 月 17 日までの事業の主なものを申し上げます。

※別添「事務局報告」参照

- 会長：ただ今の報告について委員の皆様、何か質問がありましたらどうぞ。
- 委員：細かいことですが、21世紀職業財団との共催事業、講座というのは、予算的には21世紀職業財団の予算を使って実施しているという風に理解してよろしいですか。
- 事務局：よろしいです。
- 委員：(3)の教育関係者等研修会の開催のところで、参加者が75人、参加校数が14校とあります。プランの進捗状況はこの参加校の比率で出すことになるのですか。
- 事務局：プランの推進進捗状況の確認という点でも、参加する学校数ということで成果を捉えたいと思っています。  
今回、参加校数が少なかったのは、私どもの方で予定を組んだその日が小学校の小教研の日と重なったためです。次回やる時には、日程を調整しながらやっていきたいと思います。
- 会長：あといかがですか。もしなければ次に移らせていただきます。

<審議・平成22年度実施予定 意識調査について 市民対象アンケート>

- 会長：それでは、審議に入ります。2つの審議内容のまず1点目です。市民意識調査に関わる設問について、事務局お願いします。
- 事務局：八戸市民の意識調査について概要を説明します。  
※別添「市民意識調査について」参照
- 会長：量が多いので最初の方から設問を区切ってご意見をちょうだいします。それでは、まず問1から問7までのところで何かご意見、ご質問ありましたらどうぞ。
- 委員：問3で「10 家事専業」というのは、主婦のことを表しているのですか。
- 事務局：そのように考えております。
- 委員：私個人とすれば、なおさら現在にマッチしているというか大變的を射た変え方になっているのではないかと感じました。総体的には全体に賛成するという

ことにいたしておきたいと思います。

- 会長：今の事務局説明を受けての総体的な感想ですね。

事務局では1個1個、委員の皆さんのご意見をいただきたいという強い思いで今日は提案していますので、それに応えていく形をとりたいと思います。

それでは、問7のところまで何かありますか。

- 副会長：確認と質問です。先ほどの説明でこのアンケートは対象が20歳以上。前回もそうでしたが、これは10代などを入れないのは選挙人名簿の抽出の関係ですか。

- 事務局：はいそうです。基本的にとるデータが住基ベースになります。それと今委員がおっしゃられたように前回14年度と同じフィールドで取るということです。

- 副会長：それから、問6のところですか。質問の文言でここだけ「失礼ですが」というのが気になります。

また、選択肢で「3 離別」「4 死別」はいいのですが、「2 結婚していないがパートナーと暮らしている」というのは、いわゆる同棲、一緒にいればというのがここに入れるということですか。

- 事務局：そうです。

- 副会長：問5の地区の分け方というのは前回と同じで、新しく南郷区を加えたということですね。私は地元ではないのでよくわからないのですが、例えば市が出しているゴミ出しではもう少し簡略化して分けているのですぐ場所がわかります。例えば旭ヶ丘、町畑、美保野とかはどこに入るのですか。

- 事務局：旭ヶ丘、町畑ですと大館地区に入ります。美保野は確認が必要ですが、市が持っている他の計画と同じ区分で区切っているものです。

- 副会長：なぜ、このような質問をしたかという、私は美保野地区に住んでいます。ある部分では白銀地区のほうに、ある時は大館地区に行ってくださいなどあります。他の地区でもわかれる所があると思うのです。地元の方は間違わないと思いますが。

- 会長：今のご意見の中の地区がまたがっているというあたりは、これを受け取った方がその判断は大丈夫だと思いますか。

- 事務局：わからない方のために選択肢の最後 20 番に「不明」というところを設けています。例えば住所や町内名を書いてくだされば、あとはこちらで仕分けできます。そのようなことで「不明」の記入欄を設けました。
- 副会長：問 6 の「失礼ですが」というのは、取るということによろしいですか。
- 事務局：削除します。
- 委員：先ほど別の委員もおっしゃったのですが、問 3 の「10 家事専業」というのは、今までは割と「主婦」という欄だったと思います。かっこ書きで（主婦）とつけてもらった方が選択しやすいと思います。
- 事務局：分かりにくいということであれば「主婦」ということでもよろしいです。ただ「しゅふ」の「ふ」を「婦」「夫」どちらで出すかという問題になるところもあります。また、家事手伝いのような感じで家にいる方もこのカテゴリーに入るのかなというところもあり、どのようにしたらよいかと思っています。
- 委員：家事手伝いは「無職」ではなく「家事専業」になるのですか。
- 事務局：手伝っているというご自身の意思があれば、その方は「家事専業」ということになると思います。
- 委員：問 3 の職業のところですが、ここは兼業で仕事をしている方だと複数回答になりませんか。
- 事務局：兼業の状況までは想定していませんでした。14 年度の設問をそのまま踏襲したという経緯があります。一般的に言う兼業農家のような方であれば主たる収入の方を書いてくださるだろうという期待があります。
- 会長：では、今の問 3 「10 家事専業」にかっこ書きで主婦とつけますか。前はかっこなしでしたが、つけた方がわかりやすいでしょうか。
- 副会長：「主婦等」とするか、気になさるのであれば「婦」「夫」と両方つけてもいいと思います。「家事手伝い」といった場合は「その他」になるのではと思います。
- 会長：今、「家事専業」のところにはかっこ書きで「主婦」に「夫」の方もつけてさらに「等」と入れてはどうかということでした。それから、お手伝いについては「その他」に記入してもらおうということですがいかがでしょうか。

- 事務局：家事専業については、カッコ書きをつける方向で作ってみたいと思います。
- 会長：問7までで、問6の「失礼ですが」は取って「あなたは結婚していらっしゃいますか」とする。職業について兼業の場合は主な収入の方で選んでもらうということです。ここに注意書きを入れますか。
- 事務局：はい入れます。
- 会長：問7までよろしければ次に進みます。最後まで行ってまた振り返る時間を設けますので、もしありましたらその時にお話ください。問8から問12までお願いします。
- 委員：問10の質問文で「あなたの職場では仕事の内容や接遇の面で」と書いてありますが、これは「待遇」ではなく「接遇」でいいのですか。
- 事務局：タイピングミスです。「待遇」に直します。
- 委員：問11の選択肢5番「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」のところは、前のアンケートだとフルタイムとパートでわけていましたが、これを一本化した理由は何ですか。
- 事務局：男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法制度の中で、フルタイムもパートタイムも区別なく同等の扱いとすることが規定されていることから一本化しました。
- 委員：前は質問6の選択肢6番に「労働条件（賃金・待遇など）における男女平等」というのがありましたが、それが新しい問12の中に織り込まれていますか。
- 事務局：前回の質問6の選択肢6、7、8、9番については、新しい問12の選択肢7番でまとめてお聞きする形に変更しています。
- 委員：ではこれに「推進」も入っているということですね。わかりました。
- 副会長：問11の文言等、選択肢の表現の「一般的に女性が職業をもつこと」の「職業」という表現。次の問12のところは「仕事」となっています。この辺の「職業」「働くこと」「仕事」という風に言いかえるのはどうなのでしょう。問11のところだけ全部「職業」を使っていて少し重たい感じがするので、その辺を検討し

てほしいです。

それから問 9 ですが、これは一般的なアンケート調査の基本のようなものになりますが「1 同感する」「2 どちらかといえば同感する」「4 どちらかといえば同感しない」「5 同感しない」で真ん中に「3 どちらとも言えない」とあります。あやふやなものが真ん中にある場合は「どちらかと言えば」というのを 2 と 4 にくっつけてとるとというのが、アンケート調査の原則のようなものとしてあります。

もちろん問 8 のように真ん中にくるのが「平等」というちゃんとした概念があれば、それは削除しません。3 番に「どちらとも言えない」とあればそこに○をつける人がたくさんいるから 2 と 4 で強引にどちらかに分けるということにするのが通常の社会調査でやります。もし 2 と 4 を入れるのであれば、3 を削除した方がいいと思います。

- 事務局：では、3 は削除いたします。
- 会長：「3 どちらとも言えない」を削除ですね。それから、職業と仕事のところを統一した方がいいということですね。
- 副会長：「働くこと」若しくは「仕事」、問 10 だと「仕事の内容」とか
- 事務局：問 11 のところは、内閣府が実施した世論調査の設問を参考にしたものです。前後の質問と表記を統一するよう、再度見直します。
- 会長：それでは次に問 13 から問 16 まででお願いします。
- 委員：問 13 の項目に「子どもの世話」というところがあります。ここに「孫の世話」とかは入りませんか。「子どもや孫の世話」というのも今は多いと思います。あと「介護」というのも入れてもいいと思います。「子どもの世話」があるのなら「介護」があってもいいように思いますがどうですか。
- 会長：2 つ出ました。1 つは項目の中に「子どもや孫の世話」とした方がいいのではないかということです。もう 1 つは「介護」も入れた方がいいのではないかということでした。
- 事務局：そうですね。ここについては、委員のおっしゃる通り、子育てに関わるのが多世代でというのも当然ありますし、介護というのも入ってくるので、項目の表現の仕方、出し方については検討いたします。
- 委員：問 16 の選択肢 1 番に「配偶者」と書いてありますが、問 6 で「結婚していますか」と聞いた時に「結婚していないがパートナーと暮らしている」というの

が選択肢にあります。よって、1 番の「配偶者」のところに「配偶者等同居しているパートナーを含む」という表記があってもいいと思います。

- 事務局：そうですね。「もしくはパートナーなど」というようなことですね。
- 会長：同居しているパートナーはかっこ書きになりますか。
- 事務局：「配偶者もしくはパートナー」というように出すか、かっこ書きにするのかは少し検討してみます。
- 会長：次の教育の分野に進みます。地域活動への参加まで含めます。問 17 から問 21 までお願いします。
- 委員：問 19 に関連して、「NPO 法人」というのはこれにはあてはまりますか。また、NPO 法人で活動している人は「参加している」に該当しますか。
- 事務局：該当になります。
- 委員：NPO 法人に雇われている人は入らないのですね。
- 事務局：入りません。
- 委員：問 21-1 で推薦に応じない方だけを聞いていますが、「推薦に応じた理由」も聞いて欲しいです。町内会とかできるだけ参加した方がいいと思いますが、最近の傾向では参加していない方が多いので聞いてもらいたいです。
- 事務局：「推薦されたらきちんと応じる」と選択した人の気持ちのところですね。推薦に応じた場合の聞き方としては、例えば、「やる気があった」とか、「人の役に立ちたい」などでしょうか。
- 委員：「時間があつた」とか、「社会参画したい」とか、そこはお任せします。
- 会長：問 21 は両方を問うということですね。  
先ほどの問 19 の NPO 法人のところは線引きが難しい面がありますが、ここはどうしますか。
- 事務局：基本的に「地域活動への」というフィールドで考えると、そこでは当然お金をもらってやる、要は雇われてやるということではないということが大基本としてあります。

先ほどの委員のご質問にもあったように、NPO（法人）の団体があります。そこに自分が寄付をするというのも1つの参加になりますので、そういうものは当然「参加している」に入ってきます。また、NPOが何かイベントを企画してそれに参加するでもいいし、そこのスタッフとして働くというのもいいのです。

しかし、大きいNPOとかになりますと、人を雇ってとといいますか、職員を抱えているところ、事務局で雇っているところもあります。そうすると自分の職業としてやってらっしゃるということになり雇用関係が発生します。なので、それはちょっと違うフィールドとして考えたいというのがあります。

- 会長：そうするとここは、項目としては設けない、その他の記入欄で対応するというのでよろしいでしょうか。
- 事務局：記入があればその時に考えたいと思います。
- 会長：次に進みます。「政策決定過程への参画」問22、23です。
- 委員：問22は議員のことと審議会の女性委員のことを聞いています。しかし、選択肢の中では女性「委員」だけになっています。この選択肢はこれでいいのですか。審議会などでの女性「委員」のことだけに限るのですか。
- 事務局：すみません。この中には議員も含めたつもりでしたので、委員等もしくは議員等のような表現に直します。
- 会長：次の「少子化」に進みます。問24から問27までお願いします。
- 副会長：問24「出生率の低下や少子化の原因は何だと思えますか」のところですか。教育学や幼児教育学のテキストにもこういう設問や項目があります。いろいろな各種調査の選択肢として入っている項目に「女性の晩婚化」や「女性の学歴が高くなった」とかそういう項目があります。教科書的にはそういう形で説明するという感じです。

特に都会でやる調査であれば必ずそれが出ますが、地域差もあるのでここではそういうのを入れないのでしょうか。一般的に聞くことなので入れた方がいいのではと思います。おそらく選択肢6番「結婚しない人が増えた」というのが、多分「女性の晩婚化」に繋がるのかと思います。また「女性の学歴」とかいった場合は、地方と首都圏では少し違ってくるので項目にあまりヒットしないかもしれませんが、その辺りを少し検討してください。
- 事務局：委員がおっしゃられたように結婚しない人が増えたところに出しているのが、議論されていた「女性の晩婚化」というのでもあります。今日の

朝日新聞に「男性の未婚率が大変上がっている」という記事もあり、その辺との合わせ技という感じのところもあるのですが、具体的に出すかどうか検討してみます。

- 会長：「女性の晩婚化」あるいは「学歴等」についての項目を検討していただくということをお願いします。
- 委員：問 24 の選択肢 2 番「経済的負担が大きい」に入るのかもしれませんが、「ワーキングプア」とか、そういうのが実際あると思いますが。
- 事務局：生活自体がもう経済的に貧窮している。ある意味経済的な質問のところを選択肢 2 番に特化しているというところではありますが、「女性の晩婚化」だったりを入れることが可能か、項目を立ててみてバランスをみながら検討してみます。
- 委員：わかりました。
- 会長：それでは次の「異性に対する暴力等について」問 28 から問 31 までです。
- 委員：問 29 の項目に「経済的な理由。お金を渡さない」というのを入れてはどうでしょうか。
- 事務局：表現は「経済的支配」になるのか、わりと具体的な項目で出すのかどうか表現を検討してみます。
- 副会長：問 30 で「6 ヌード・ポルノ写真を見せる」とあります。これは直接的にこういうよりも「ヌード・ポルノ写真付きの雑誌、ポスター、カレンダー等を見せる」などと直した方がいいと思います。
- 事務局：表現を検討してみます。
- 副会長：問 25 の選択肢 1 番「1 人前」の「1」が算用数字になっているので漢数字をお願いします。
- 事務局：漢数字に修正します。
- 会長：問 32、33 はいかがですか。
- 事務局：問 33 はどちらの案を使った方がいいのかというところでご意見をいただきたいです。

- 副会長：問 32 のところで、細かいですが「ジェンダー」の次のかっこのところで「社会的性別」と書いてありますが、「社会的とか文化的」という表現を入れた方がいいと思います。  
確認ですが、他の委員からも出ましたが問 33 は案の 1 と 2 をどちらかにということなんでしょうか。
- 事務局：案 1 の方は選択肢 8 番を追加で入れていますが、後は前回 14 年度の間 27 の設問をほぼ踏襲した内容となっています。案 2 は後期実施計画に掲げております基本目標の課題に基づいた選択肢としています。
- 委員：全く意味合いが違いますね。案 2 だと重点的に何をやればいいのかというのが分かると思いますが、案 1 だと今後の検討としてどうすればいいかということだと思います。2 つ聞いてもいいと思いますが。
- 副会長：前回の比較という部分が 1 つできるのと、1 つ別なことができるということ。
- 委員：質問に「八戸市」と入れなくてもいいと思います。
- 事務局：市だけがやることでもないといえばそうですね。地域でというところもありますし、職場でというところもあります。
- 委員：これは 2 つの案でいった場合に、事務局として答えがあがってきたのをどうするかですね。
- 事務局：あがってきたところでどうするのかというここも大きいですがここに至る前段の、例えば「少子化は何が問題ですか」と聞いた時に「結婚していない人が増えた」とあったからといって、それで事務局がどうするのかというのもまた大きな問題です。そういう点でいくと、ある意味同じといえば同じです。  
そのスタンスがちょっと違うというだけで、項目的にはだいぶ似たようなものが並んでいるように見えると思います。委員がおっしゃったように両方聞くというのもある意味 1 つの案ではありますが、そうすると質問数が増えて答える市民の方へのストレスのというのもまたどうなのかと考えます。  
11 ページにも及ぶ調査票になるわけです。また、似たようなものが並んでいては答えくださる方も、ちょっと迷うのではないかとということもあります。全体のボリュームについても皆様からご感想を伺いたいと思っております。  
答えていただくには、最後の質問にくるまでの間にかなりのボリュームがあると思われま。

- 会長：事務局にすると、ただ比較ということだけであれば案 1 でできますが、後期プランの課題に向かってどう臨んでいくかというあたりをチェックしてほしいという考えで案 2 があがってきています。
  - 委員：比較は何のために比較するのですか。
  - 事務局：経年変化によって、当然人の関心のあるところや問題意識をもったところの焦点がシフトするというのも考えられるわけですし、そこがまたシフトしていないかもしれないしということ自体も見たいからです。
  - 委員：シフトの変化を何のために見るのですか。
  - 事務局：その次の施策に反映してくるためというのも当然あります。またそこに例えば市民が 1 番や 2 番のところを求めているという結果が出れば、そこが市民の抽出されたニーズというところで見ますので、そこに施策を重点的に投入できるかどうかというのを次に考えていきます。
  - 委員：項目の中で 1 番回答数が多いところが重点項目ということになるのではありませんか。
  - 委員：案 1 が前回の内容だということですね。案 2 は新しい考えのもとに出されて新しい転機を持った進め方をしているということだとして出ているので、2 案聞くことでいいのではないですか。
  - 委員：案 2 は今、市が進めていることと書いてあるので、委員がおっしゃったようにアンケート結果の中で多く出てきたところが最もとるべき重点施策ということだと思います。そういう意味では市としてはやりやすいということですか。案 1 は単なる比較にしかならないかもしれませんが。
  - 副会長：単なる比較といえそうですが、ある程度こういう長期的なもので継続してとる基本的なデータとしてどうかということをお自分が把握したいということですよ。
- その上で、具体的に問題点というのがあがってくる。ただ、先ほどらい事務局が言っているのは、項目数も多く、最後の質問であるということで、問 33 の案 1の方が基礎データだけなのでそんなに必要ないというのであれば、外してもいいのかなと思います。ただ、個人的にはそんなビビットな差は出なくても一応基礎データとしてこれは必要だという気がします。
- その上で、本当は問 33 になるのは、自由記述みたいな形で書いてもらえればい

いのでしょうか、そうすれば書かないのでこういう選択形式ということになる。そして選択形式となると、いろんな案を出してもらいたいため選択肢の数が 10 を越してしまうということですか。

- 委員：私が 2 つ聞く方がいいと言ったのはそこに意味があります。
- 会長：それぞれに意味があるので 2 つ取った方がいいという意見に傾いているようです。
- 委員：アンケートをとるのは郵送ではなく、自宅を訪問してお願いするのですか。
- 事務局：一番最初の配布のところは訪問して調査の説明をしながらお願いします。
- 委員：それであれば、最後まで答えられるんじゃないでしょうか。
- 副会長：そういうやり方であれば回収率が高いです。
- 事務局：前回の時と同じスタイルになります。アンケート対象者は無作為抽出となりますが、抽出された〇〇町内の△△さんという方のところに実際に訪問し、お願いします。その際、期日までには返送してくださいとお願いして置いてきます。なお、期日が近くなったら「忘れずに投函してください」というお願いをまた改めて抽出された方全員に出すという形で実施するイメージを持っています。
- 委員：この間 33 を最後じゃなくて真ん中あたりにもってくるとかにすればいいのではありませんか。
- 事務局：カテゴリーを整理した方が、回答される方の頭も整理されると思います。
- 会長：今のご意見を参考にさせていただき、次回もありますのでそこでまた審議したいと思います。
- 事務局：事務局の中でも再度精査してみます。問題をもう一度整理し、綺麗な形で全体のボリューム感ですとかみてみます。
- 会長：この市民意識調査の全般に渡って言い残したものがありませんでしたらお願いします。
- 委員：選択するのが、1 つ・2 つ・3 つというところがあるので、それがはっきり分かるようにしていった方がいいと思います。

- 事務局：今、皆様がご覧になっているこの調査票のデザインそのものが届くとは限りません。実際に調査票を作る時の設計段階でそこは意識して処理いたします。
- 委員：個別に訪問するわけですね。その点では郵送料はかかりませんよね。
- 事務局：郵送料はかかりませんが、配布する方の交通費等はかかります。
- 委員：だとしたら、アンケートと一緒に何か啓発資料のようなものを同封することは考えていないのですか。
- 事務局：その分の重量まで設計しておりませんでした。来年度委託により発注する予定であります。調査票の紙の枚数も設計に入れて積算しています。資料が軽いものであるとか、アンケートの質問数が減るとかであれば同封というのがありますが。
- 会長：回答用紙も入れるのですか。
- 事務局：この調査票自体が回答用紙になるイメージです。調査票を配布した際には、これに直接○をつけるまたは、その他に記入していただく旨を説明し、そして、返信用の封筒を一緒にお渡ししお願ひしますと言って置いてきます。書いてくださった方はその返信用封筒に入れて郵送してくださるというイメージです。
- 会長：回収はこれ（調査票）を回収するんですね。
- 事務局：回収はポストへ投函していただくということで考えております。
- 会長：委員からは選択方法が違うところがいっぱいあるので、間違わないように工夫が必要ですよというご意見でした。
- 委員：調査票を持っていくときに啓発資料のようなものも一緒につけないのですか。ということです。あまりそういうご予定はないようですが、せっかくの機会だから多少アンケートの中身の回答にあたるかもしれないかもしれませんが、啓発もあわせてやったらいいのかなというふうに思ったところです。
- 事務局：紙1枚ぐらいだとあまり響かないかもしれませんが、しかし、端的に言うとうと広報はちのへとかは皆様個別に配布しておりますが、あれに1枚2枚、紙が挟まるだけで配送料が違ってきます。紙の重量というのも大きく響いてきます。中に入れることができるか調査してみないと分からないので、今すぐにそうです

ね・OKですと簡単にはご回答できないということです。サービスでできるかどうかは相談になると思います。

- 副会長：委員のイメージはどのようなものを考えているのですか。
- 委員：一番この中身にふさわしいような、1枚か2枚の広報用の資料をこのアンケートに添えてあわせてお届けする。そんなことは出来ないのかなど。配布手段は宅配になるのですか。
- 事務局：どういう形になるかは、受注業者がどのような手段を使うかということになります。
- 会長：その辺はもう少し検討していただきたいです。

#### <審議・平成22年度実施予定 意識調査について 事業所アンケート>

- 会長：事業所アンケートに移ります。説明をお願いします。
- 事務局：八戸市民の意識調査について概要説明をいたします。  
※別添「事業所アンケートについて」参照
- 会長：パターンA・Bとありますが、こちらもどちらがいいかということで判断することよろしいですか。  
それでは、今の説明を聞いて総体的なことで何かありましたらお願いします。よろしければ細かく見ていきます。問1から問3まででいかがですか。
- 委員：問2で正社員とパート・アルバイトに分けています。パート・アルバイトは非正規とか契約社員ということになりますか。「パート・アルバイトなど」としたほうがいいのではないですか。
- 会長：この分類について事務局からお願いします。
- 事務局：表現は確認しておきたいと思います。
- 委員：パート・アルバイトのところは、「注」かなんかにしてこれはどういう雇用形態の人を対象とするのか基準を入れたほうが良いと思います。  
それから正社員となっていますが、正社員と書いてる場合にフルタイムの契約社員の人でも正社員にカウントする傾向がこちらではわりとあります。それはそれでそういうような実態になるのかもしれませんが、だからこのところは、正社

員とパート・アルバイトともう 1 つぐらい現状では区分が必要なのかもしれません。

2 通りにするのであれば、正社員の定義をはっきりするとか。その辺りをどういう設計で作ったのですか。パート・アルバイトというと基本的に週の所定労働時間が短いということが法律の定義です。だとしたら、この 2 区分だけではちょっと足りません。現状ではフルタイムの契約社員の方とかけっこういますので。

- 委員：要するに准社員という方ですか。
- 事務局：どこまで細分化するのか、契約形態もそうですね。あと 1 つぐらい足すかどうか検討してみます。
- 会長：枠を検討してもらおうということでお願いします。「等」で間に合わせることができない部分もあるようですから。
- 副会長：前回の調査では「※常時雇用者の説明」がしてあります。それをもう少し詳しくというお考えですか。
- 委員：あまりいい言葉ではありませんが、正規社員と非正規に分けるだけでよければ「パート・アルバイト等」というようにすれば簡単だと思います。でもそうじゃなく、何をここでとりたいのか求めるものによってそれは決まってくると思います。あまり決まりきったことではありませんから。
- 委員：前は結構詳しく書いています。
- 委員：前は臨時・パートとか雇用形態を書いている。これだと、受けた方が例えば面倒くさかって書かないとかあると思います。
- 会長：こっちが何を求めるかでその項目が決まってくる。それで、問わなければならぬかどうか。
- 委員：そんなに面倒に書かなくてもいいのではと思います。正社員とそうでない従業員。
- 副会長：職種とかこういうのは事業所によって分け方が違うと思います。
- 事務局：細分化していくとそうなると思います。前回の調査というと平成 18 年ですから今から 3 年前とかというところの設計ですと、フルタイムで働いていた方とそうじゃない方といった大きい区分です。その中で育児休暇をとっている

とかとっていないとか。制度があるとか。やっぱり女性だったらパートが多いんだとか。わりとそういう大きいところの分析だったと思います。

今この調査をとるにあたって、正規社員、当然フルタイム働いています。というのと同じように「働くフルタイムの契約・派遣の方」だったりとか。というところで細かい分析に入っていくかということですよ。

ここで契約形態を聞くというのは何のためなのかというと、次に出てくる質問との関連分析のためでもあります。例えばこういうフィールドにある人たちは〇〇の場合どうなの？とか、例えばパートであれば、パートにある人たちはセクハラはどうなの？みたいなことです。関連して分析するための一番最初の整理段階の部分なので、それをある意味細かくとっておくべきなのか、極端な話フルタイムの人なのかパートなのかという形態だけでもいいのかということ自体を委員の皆様からご意見なり、ご提言としていただきたいという部分もあります。

- 委員：問 3 の下の※印のところでは正社員の定義を変えようとしているのですか。これを問 2 の表のすぐ下につけるということで足りればそれはそれでいいと思います。ただ、「正社員とは就業規則の適用を受け」の「適用を受け」というところがちょっとひっかかります。
- 事務局：正規と非正規という大きいくくりということですね。
- 委員：だから必ずそのところは正社員とは。あまり今は短時間正社員という制度もあまり進んでいないので、労働時間フルタイムという表現になると思います。
- 会長：今のことも含めて、枠の検討をするということではよろしいですか。次の問 4、問 5 まで見てください。
- 副会長：表現の統一で確認したいです。問 4A では「あてはまる番号すべてに」。問 4B-1 では「あてはまるところに」とあり、これはあてはまる番号に 1 つ〇をするという考えですね。問 5 は「あてはまる番号すべてに」問 6 は「あてはまる番号に」というようにあります。

問 1 は「1 つ選んで」とありますが、選択数を明記せずに選択肢が 6 つ・7 つあるところで「あてはまるところに」といった場合に複数回答する人はいませんか。「1 つ」と書いたほうがいいです。だから「あてはまる番号すべてに」か「あてはまる番号 1 つに」この 2 つに統一した方がいいです。
- 事務局：そのようにします。
- 会長：今問 4A 「あてはまる番号すべてに」これはよろしいですか。

●事務局：問 4 に限らず、全体的に表現を整理します。答える数が「1 つ」なのか「複数」でいいのか、いくつなのか分かるように整理します。

●会長：選択するほうが迷わないように統一することをお願いします。

●委員：問 4 については最初パッと見た時、今のこの状況だったりするワーク・ライフ・バランスとかも出ていてパターン B がとてもいいと思いました。しかし、パターン B にすると、後期実施計画・基本目標 2・指標とその目標値を出す時に評価できないのではないかと思います。

これがパターン A であれば「ポジティブ・アクションを実施している企業の割合が 50%になること」という目標値がとれると思います。パターン B は「女性の」というのがあまり出てこない感じがします。同じようなことを聞いているにしてもパターン B はわりと薄まる感じがします。ポジティブ・アクションをもっと推進したいということであれば、パターン A がいいと思います。

パターン B の中であれば B-1 の選択肢 4 番「従業員活用の重要性や必要性について啓発している」という選択肢があります。これだけ見るとこれは当たり前なような感じがします。前回の質問であれば「女性の」というのが出てくるから意味があったような気がします。その辺とかが本当に薄まる気がしました。

●事務局：事務局でパターンの A・B と挙げたのは、パターン A は前回の質問を踏襲したもので、女性の活用・女性の職場での「女性の」を前面に打ち立てた時のものです。

男女雇用機会均等法という、当然、法の制約もあるなかで差別をするというのが本当はあってはならないことであり、また回答してくれないであろうと思ったところで、男女共同参画の視点というところでパターン B として新たに設問を設計したところです。

今、委員のほうからご指摘・ご提言があったように、こうしてしまうと一緒に・男女共にという部分では聞けませんが、「女性」に対しての部分「積極的な格差改善」というのは出てきません。ここはおっしゃるとおりです。というのからすると、例えば今言われたようなパターン B-1 の選択肢 4 番のところなど、何を聞きたいのか焦点がぼやけた質問を省くなどする代わりに、女性の積極的な活用策のような、要は A の部分を多少入れ込むとか、若しくはパターン A という形の部分もある意味 1 つのジャンルの残しておくというののもあっていいのかもしれない。

何で今あえてと言われてしまうかもしれませんが、このパターン A の設問を残しておくのもないわけじゃないというイメージです。

●委員：私も今勤めています。従業員は女性のほうが多いのですが、上の役職についているのが男性ばかりです。「女性」という言葉を使わないと、自分たち男の人をメインに考えてしまうようなところがあると思うので、女性という言葉を入れ

てもらったほうが良いと思います。

- 委員：ワーク・ライフ・バランスというのが出てきている傾向があるので、勤務時間のことや、男性の育児参加のこと、早く家に帰って料理を作ったりなど、そういった設問がやはり必要だと思います。多分3年前より変わってきているので、それはそれであった方が良いでしょう。
- 委員：問 4B-2 ワーク・ライフ・バランス選択肢 5 番の「多様な働き方の推進」とあります。ここは「正社員や派遣やパートを入れて働かせています」というようにも捉えられるし、「短時間労働とかそういう別の軸の働き方もある」というような気がします、それでいいのですか。
- 事務局：回答される事業所に判断はお任せしたいと考えています。
- 委員：問 4B-2 の質問「男女が共に働きやすい職場整備のため」と言った時に、「うちには正社員も派遣もパートも入れています」ということが、働きやすい職場環境になるのですか。
- 事務局：ある意味それも 1 つあると思います。
- 委員：多様な働き方をするかということには目的があります。育児がある、介護がある、それから例えばボランティア活動したりとか、もっと勉強したりだとか。そういう目的に応じて雇用形態を多様にするというような補足を少し加えないと、ここでいう多様な働き方の趣旨がわからないと思います。書き足す必要があるのではないですか。
- 会長：いろいろな捉え方がされますね。
- 事務局：ちょっと例示を出しながらという感じでもいいかもしれません。
- 会長：後はいかがでしょうか。パターン A、パターン B-1 はいいですが、下のパターン B-2 はそれでいいですか。
- 委員：基本的にワーク・ライフ・バランスの場合は、「いかにその労働時間を減らし、かつ休暇を取得させるか」ということに結果としてなる、そういった手法をとる話ですから、「休暇」という言葉をどこかに、また「休暇や労働時間」というようなことはしっかりと書き込まなければならないと思います。  
選択肢 1 番「知識や能力に応じた評価制度の確立」というのは、これは逆にいうとポジティブ・アクションにも通用する話です。ここでいくとワーク・ライフ・

バランスであげている意味というのが「単なる出勤率、長く働いたことが評価の対象ではない」とか「休まないで働いたということが評価の対象ではない」という趣旨でここに載せているのでしょうか。それであれば、そういった趣旨も書いた評価制度の確立と載せた方がいいと思います。

この評価制度をきちんとしたものにするというのは、これは本当に女性の立場についてお聞きする中に当然入る話なので、入ってもいいような部分だと思います。

ワーク・ライフ・バランスは、まず残業を減らして、かつためこんでいる有給休暇を使うという方向にもっていく話です。なぜもっていくのかというと、いろいろ多様な生活が可能になるように、ゆとりというものをもてるためです。

- 会長：今のご意見は、先ほどの問 4B-2 の選択肢 5 番にも関わってくる部分ですから、意見を承って検討の中に入れてほしいと思います。
- 事務局：はい。選択項目をもう少し増やすような感じになるとは思いますが、検討してみます。
- 会長：次に進みます。問 6 から問 14 まででお願いします。
- 副会長：問 14 の(2)ですが、選択肢 1 番のところが「1～3 日」、選択肢 5 番のところが「7～9 日」、選択肢 6 番が「10 日以上」、選択肢 2、3、4 番は「4 日」「5 日」「6 日」と 1 日おきというこの分け方が非常に大事だったらこれを活かせばいいと思いますが、「4～6 日」でまとめてもいいと思います。しかも、これは前のアンケートにもなかったところですが、意図があれば 4 日とか 5 日でもいいと思いますが、特に意図がなかったらここも 3 日間隔の選択肢にして、あとは 10 日以上とした方がいいのではありませんか。
- 委員：何か意図があるのですか。
- 副会長：おそらく何か基準になるものがあるって、おそらく企業によって看護休暇の基準が何日とか決まっている所があり、多分 4 日か 6 日でわかれる所があったのかもしれないね。
- 事務局：雇用均等基本調査の設問を参考にしました。子ども 1 人あたり年間 5 日休暇が取得できるという制度であるため、「4 日」「5 日」「6 日」というようにここは 1 日ごとに刻んだというものです。7 日以上になっているところがある程度日数がまとまっているのは、2 人以上子どもをお持ちの方であれば 10 日まで、3 人では 15 日まで取得できることとなるので、このように表記したところですが、まとめることができるか検討します。

- 会長：お願いします。それでは次の助成金制度の間 15 から最後までお願いします。
- 委員：実際に調査するのはいつ頃になりますか。
- 事務局：各事業所の方が記入作業に入る時期は 6 月頃になると思います。
- 委員：助成金に関しては、質問に載せるのはありがたいですが、変更になる可能性もあります。
- 会長：今の時点で考えられる設定をしていきましょう。  
最後まで見ていただきましたが、急ぎましたのでどうぞ最初から見ていただいて、言い足りなかったというところがあればあげてください。
- 委員：問 1 の業種については、前回とちょっと違ってはいますが、これは調べる時はこういう業種で調べるんですよという基準が変わったのですか。
- 事務局：日本標準産業分類というものを総務省統計局で示しております。これが 19 年に改定になっているので、それに合わせた最新の分類に変更したものです。
- 会長：最新の分類ということで、前回と変わってきているところが何箇所か出てきました。後はよろしいでしょうか。  
今日、皆さんに審議していただく予定の 2 つの調査内容についてご覧いただきました。持ち帰って検討していただくという部分も多々ありますので、1 つずつは申し上げます。事務局のほうで次回に向けてお願いします。  
それでは、その他に移ります。

#### <その他>

- 会長：いつも情報提供していただいております資料の説明をお願いします。
- 委員：時間も押していますので、簡単に説明します。今回お届けした資料は 2 種類です。  
1 枚目の「信愛会」の次世代育成支援対策推進法に基づく認定発表は新聞発表から抜粋したものです。こちらは八戸にある「さくら病院」です。これを機に、このマークをいい人材を得るためなどに活用していただきたいと思っています。  
ちなみに、「3 次世代育成支援対策推進法による認定企業一覧」に 5 件ほどですが、県内で認定されている企業の一覧があります。八戸地域この周辺地域から出ているといういい傾向も見られます。  
裏面は実際に信愛会が取り組まれた内容です。仕事と子育ての両立から、ワー

ク・ライフ・バランスからいろいろと取り組まれています。

それから2点目は、改正 育児・介護休業法の新たな資料です。まだまだもっと詳細が決まる予定ですが、今日は男女共同参画社会に関連して、男性の育児休業の機会、回数、期間とも増やして、かつお母さんが育児休業を取得しているからお父さんは育児休業は取得しなくてもいいのだという考え方を完全に削除したという内容になっています。簡単ではありますが以上です。

- 会長：ありがとうございます。大変早いスピードでどんどん制度が改革されている中でこうして私たちに新しい情報提供をしてくださり本当にありがとうございました。

今日皆様からいただいたご意見は申し訳ありませんが、あえて繰り返しませんので、事務局のほうよろしくお願いします。

- 事務局：それでは皆様、長時間に渡ってのご審議ありがとうございました。お疲れ様でした。これをもちまして、平成21年度第2回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。

< 閉会 >